

上越市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

上越市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 計画の期間	3
3. 目標	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 計画を推進するための取組、 今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

国は、教育職員が専門性を発揮し、子どもと向き合う時間を十分に確保できる学校づくりを実現するため、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を柱として、教育職員の働き方改革を進めてきた。

こうした中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）が改正され、教育職員の服務を監督する教育委員会が文部科学大臣の進める指針に即して、教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することが義務付けられた。

本計画は、これまでの当市の取組を踏まえつつ、給特法改正の趣旨を反映し、教育委員会が主体となって制度的・環境的な改善を進めるとともに、学校が実効性ある取組を進められるよう支援することを目的として策定するものである。業務の精選・効率化と健康確保措置を一体的に進め、教育職員が安心して働き続けることができる職場環境を整えることにより、上越市の教育の質の向上につなげることを目指す。

(2) 当市の現状と課題

現状

① これまでの取組

当市では、令和3年4月に、「上越市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下、「方針」という。）を定め、教育職員の長時間勤務の是正と健康確保を目的として、勤務時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間とする目標を設定した。あわせて、校務支援システムを活用した勤務時間の把握・管理を推進し、働き方改革に取り組んできた。

② 令和6年度の時間外在校等時間の状況

月45時間を上回る割合		R3	R4	R5	R6
小学校	上越市	42.5%	42.3%	41.8%	37.6%
	新潟県	36.0%	34.2%	32.2%	29.8%
中学校	上越市	50.2%	45.9%	38.9%	36.4%
	新潟県	49.3%	48.5%	45.3%	41.6%

これらのデータから、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合は年々減少傾向にあるものの、依然として小学校・中学校ともに3割を超える状況が続いている。

③ 現状の分析

令和6年度において、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合は、小学校では37.6%、中学校では36.4%となっている。各学校では、学級経営、授業準備及び評価に加え、学校行事の運営、保護者面談、個別の支

援を要する児童生徒への対応等、複合的な業務負担が生じており、業務の精選や教育課程の見直しが十分に進んでいない状況が見られる。

また、時間外在校等時間が増加しやすい時期（年度初め、6～7月、秋期、年度末）と業務内容との関連を踏まえた対策が十分に体系化されているとは言い難い。

さらに、市立小中学校の教育職員の精神疾患による休職者数は、年度内の累計で令和4年度は12人、令和5年度は13人、令和6年度は6人と、減少傾向にあるものの、毎年一定数が発生している。精神疾患の要因は多様であり、職場要因に限らず家庭環境や個人要因が複雑に関係する場合もあるが、教育委員会としては、職場環境の改善を通じて職場要因を低減する取組を継続的に進めていく必要がある。

加えて、教育職員のストレスへの気付きを促すために実施しているストレスチェックの受検率が令和4年度は82.1%、令和5年度は82.8%、令和6年度は80.6%と横ばい傾向となっており、引き続き受検率の向上、及び結果を活用した職場環境の改善に努める必要がある。

以上の現状を踏まえ、当市において解決すべき主な課題は次のとおりである。

課題

① 業務量の縮減と教育課程の継続的な見直し

業務の精選と教育課程の適正化に一定の取組は見られるものの、前例踏襲的な業務や慣行が残っている。教育委員会による制度面の整理と、学校における実践的な見直しを両輪として進める必要がある。

② 保護者・地域との協働の再整理

国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、学校外の協力を得る業務について、教育委員会が中心となって整理・周知を進め、学校の負担軽減につながる協働体制を構築する必要がある。

③ 長時間勤務の是正に向けた組織的取組への支援

時間外在校等時間の削減目標（令和11年度までに45時間以上の教育職員を解消すること）の達成を見据え、校務をつかさどり所属職員を監督する校長が組織的に取り組む体制を構築することが重要である。一方で、その取組を、校長をはじめとする職員組織の努力のみに委ねるのではなく、教育委員会が制度面・環境面の整備や支援を行うことが不可欠である。そのため、定時退校日の徹底、年休取得の促進、電話対応時間の設定等、長時間勤務の是正に向けた具体的な取組について、教育委員会と学校が役割分担を明確にした上で推進していく必要がある。

④ メンタルヘルス対策の一層の充実

ストレスチェックや医師面接指導を確実に実施するとともに、その結果を活用した職場環境の改善や相談体制の充実を図る必要がある。あわせて、教育職員が心身の回復を図ることができるよう、学校に職員を置かない期間の

設定など、休養確保に向けた取組を計画的に進めていく必要がある。

以上の現状と課題を踏まえ、当市では、「上越市立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画」を次のとおり推進する。

2. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度（3 年間）

※国が目指す目標と整合を図るため、計画の終期を令和 10 年度末とする。

3. 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

令和 10 年度における 1 か月あたりの教育職員の時間外在校等時間について、45 時間を恒常的に超える状況を解消するとともに、1 年間における時間外在校等時間の平均を 30 時間程度とすることを目指す。

なお、令和 10 年度での目標達成に向け、1 か月あたりの時間外在校等時間が 45 時間を超える職員数の割合について、次のとおり年次目標を設定する。

- ・令和 8 年度：30％程度
- ・令和 9 年度：15％程度
- ・令和 10 年度：恒常的な超過の解消

※大規模災害や突発的な事案等、学校外の要因による時間外在校等時間は除く。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が心身の健康を保ち、安心して働き続けることができる職場環境の実現を目指し、次のとおり目標を設定する。

- ・令和 10 年度における教育職員の精神疾患による休職者数（年度内累計）を 10 人（令和 4 年から 3 年間の平均実績）以下とし、8 年度及び 9 年度についても、同水準を維持する。
- ・令和 10 年度における教育職員のストレスチェック受検率を 82.0％（令和 4 年から 3 年間の平均実績）以上とし、令和 8 年度及び 9 年度についても、同水準を維持する。

（3）協働体制の強化と業務の精選に関する目標

市では、平成 21 年度に全ての市立中学校区ごとに「地域青少年育成会議」を設立し、「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域が連携・協働して青少年の健全育成に取り組んできた。

また、平成 24 年度には、市立の全小中学校・幼稚園に「学校運営協議会」を設置し、学校運営に地域の視点を生かしながら「地域とともにある学校づくり」を推進してきた。こうした取組を通じて構築された協働体制を生かし、学校と地域が役割を分かち合いながら、教育の質の向上を図ってきたところである。

今後は、教育委員会が中心となって「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の整理を進め、学校外の協力を得ることが可能な業務について理解促進を図るほか、学校においては、教育職員が子どもと向き合う時間を確保し、授業準備や教材研究を充実させるとともに、協働体制の強化と業務の精選により、効率的な学校運営を進める。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画に基づく業務量管理及び健康確保措置は、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、教育委員会と学校が連携を図り、推進する。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」に準じた業務の見直し

① 教育職員の業務のうち、負担軽減を促進する業務

ア 授業準備、学習評価及び成績処理等

【教育委員会の取組】

- ・県統合型校務支援システムを安定的に学校に提供し、円滑な運用に向けて研修や相談体制を整備する。
- ・児童生徒や学校の実情に応じて教育補助員を計画的に配置し、学習指導補助や個別の学習指導（取り出し指導）を通じて、教育職員の負担軽減を図る。
- ・保護者連絡システムを活用し、欠席連絡や文書配付の電子化を進めるとともに、必要に応じて教育委員会からの一斉配信を行う。

【学校の取組】

- ・教科等の年間指導計画を作成して授業のねらいと評価の観点を明確にし、教材・資料の共有等により準備負担の軽減を図る。
- ・教育職員同士がワークシート等の資料を共有したり、授業のアイディアを作成したりする際は、新潟県が運営している「Tea Room」を活用するなど、教材・資料の共有を通じた業務の効率化を図る。
- ・ICT機器の活用により、教育職員の管理や児童生徒の出欠席の管理などの校務処理のDX化を進める。
- ・学級担任等が一人で業務を抱え込まないように、チーム担任制等の組織的な支援体制を整える。

イ 学校行事の準備・運営

【教育委員会の取組】

- ・教育課程編成に係る基準や留意点を整理し、学校が行事の精選・見直しを行いやすい環境を整える。
- ・学校における取組について、保護者や地域の理解が深まるよう、学校と連携しながら、情報発信や啓発を行う。
- ・学校から教育委員会への提出物のデータ化や公印省略を進め、事務負担を軽減する。

【学校の取組】

- ・学校行事の教育的意義を改めて確認し、実施周期（毎年、数年おき等）、

内容及び実施方法を協議、改善する。

- ・学校行事の実施に当たっては、関係機関との日程調整や物品の準備等について、保護者や地域と役割分担を図りながら協働して進め、教職員の業務負担の軽減に努める。
- ・教育課程における年間総授業時数及び週当たり授業時数について、年度当初の計画策定時に点検を行い、標準授業時数を大幅に上回って編成している場合（小4以上は年間で1086単位時間以上）には、真に必要な時数となるよう見直しを行う。
- ・学校は、社会環境の変化等で効果が薄れている諸活動について検討し、見直しを行う。
- ・行事の準備のための放課後の時間を精選するために、日課表の工夫・改善を図る。

ウ 支援が必要な児童生徒及び家庭への対応

【教育委員会の取組】

- ・児童生徒や学校の実情に応じて、介護員や学校看護師等を配置するとともに、学校と連携し、合理的配慮の観点から施設設備や運用面の整備を進める。

【学校の取組】

- ・校内で情報を共有し、組織的に対応する体制を整備する。
- ・市や県等の関係機関と連携し、役割分担を明確にした支援を行う。

エ 業務の精選

【教育委員会の取組】

- ・働き方改革の目的や本計画の趣旨を学校と共有し、その意義を再確認する機会を設けるとともに、学校訪問や協議の場等を通じて、各学校の課題を把握し、必要に応じた助言を行うことにより、学校における協働体制の構築を支援する。あわせて、教育職員が都合のよい時間に研修を受講できるオンデマンド型研修の活用など、制度面・環境面の整備を進め、業務改善の成果が授業準備や教材研究の充実につながるよう、教育の質の向上を支援する。

【学校の取組】

- ・働き方改革の目的を全教育職員で共有し、その意義を再確認する場を定期的に設定する。あわせて、現状の課題や改善策を協議し、チームとしての協働体制を強化することで、業務改善によって生み出した時間を授業準備や教材研究に充て、子どもと向き合う時間を確保し教育の質の向上を目指す。

② 教育職員以外の人材による積極的な参画を促進する業務

ア 調査・統計等への対応

【教育委員会の取組】

- ・調査・統計等の実施に当たり、学校運営に支障が出ないよう、調査の内容、時期及び方法を精査する。

【学校の取組】

- ・スクール・サポート・スタッフ等の人材を活用して調査・統計の取りまとめ等を行う。

イ 学校部活動の取扱い

【教育委員会の取組】

- ・部活動指導員の配置を進め、学校における円滑な運用を支援する。

【学校の取組】

- ・令和8年度から、原則として休日の部活動は行わないこととし、平日の部活動は、教育職員の勤務時間内に活動時間を設定する。

③ 学校外の協力を得て行う業務

- ※地域青少年育成会議や学校運営協議会等、これまで当市が構築してきた協働体制をいかし、学校・家庭・地域が共に取り組む教育を推進する。

ア 登下校時の通学路における見守り活動等

【教育委員会の取組】

- ・地域青少年育成会議や学校運営協議会、警察等の関係機関と連携し、学校の取組を支援する。

【学校の取組】

- ・地域の実情を踏まえ、保護者や地域住民による登下校時の通学路における見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

【教育委員会の取組】

- ・学校警察連絡協議会等において、「補導された児童生徒の引取りは、保護者の対応を最優先とする」ことについて、関係機関との認識共有を図る。
- ・学校緊急電話（携帯電話）を引き続き全学校に配備するとともに、週休日、祝日及び学校閉庁日における保護者からの問い合わせ等については、教育委員会において対応する。

【学校の取組】

- ・学校だよりや集会等を通じて、補導時の対応に関する考え方（保護者対応を最優先とすること）について、保護者・地域と認識の共有を図る。

ウ 学校預り金システムの更新

【教育委員会の取組】

- ・県統合型校務支援システムへの移行に伴い、学校預り金システムを更新し、口座引き落としができなかった場合に保護者へ自動で通知を送信する機能等、旧システムではできなかった機能を導入し、保護者の利便性向上及び事務作業の効率化を図る。

【学校の取組】

- ・更新された学校預り金システムを適切に運用し、教育委員会と連携しながら、保護者への周知や円滑な事務処理に努める。

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校での対応が困難な事案への対応

【教育委員会の取組】

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校のみでの対応が困難な事案については、学校と連携し、必要に応じて「JAST（上越あんしんサポートチーム）」やスクールロイヤー等の専門的支援を活用した対応を行う。

【学校の取組】

- ・保護者等からの苦情や要望については、まず学校として誠実に対応するとともに、対応が困難な事案については速やかに教育委員会へ相談・報告し、連携して対応する。

（２）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、教育委員会と学校がそれぞれ次の取組を進める。

【教育委員会の取組】

- ・県費負担職員を対象とする安全衛生委員会を設置し、教育職員の健康と安全を守るための体制を強化する。
- ・1 か月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員のうち希望者に対し、医師による面接指導を引き続き実施する。
- ・50 人未満の学校を含む全ての学校を対象にストレスチェックを実施するとともに、実施後の集団分析の結果等も活用し、職場環境の改善に向けて学校に働きかける。
- ・長期休業等の期間中に学校無人化期間を設定し、教育職員の心身の休養確保する。

【学校の取組】

- ・教育職員の年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、校内における業務管理や業務分担の調整に取り組む。
- ・教育委員会が実施するストレスチェックや面接指導等の取組を踏まえ、校内における職場環境の改善に取り組む。

５．計画を推進するための取組と今後のフォローアップ

本計画は 3 年計画であることを踏まえ、計画を推進するために、教育委員会と学校は、以下の取組を進めるとともに、教育委員会は、今後、以下のフォローアップを行う。

（１）計画を推進するための取組

【教育委員会の取組】

- ・各学校の勤務状況や取組の進捗について、勤務実態調査等を通じて定期的に把握する。あわせて、各学校における取組状況や成果、課題を整理し、評価を取りまとめ、毎年度、教育委員会及び総合教育会議において報告するほか、市のホームページで公表する。
- ・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて学校に

説明し、本計画への理解を深めることができるように取り組む。管理職向けのマネジメント等に関する研修や業務改善・校務 DX に関する研修等を計画的に実施する。

- ・教育職員の定時退校意識の徹底に向けて、定期的に各学校に対する意識付けを行う。
- ・地域の理解促進を図るため、広報等の媒体を活用し、働き方改革について地域へ定期的・継続的に周知することで意識啓発を図る。
- ・教育職員の業務負担の軽減を図るため、県教育委員会に対し、教育職員の増員配置等について引き続き要望を行う。

【学校の取組】

- ・校長を始めとした管理職のリーダーシップの下、本計画の趣旨を全教職員で共有し、学校運営協議会等における協議も踏まえつつ、教育職員の働き方改革の実現に向けた取組を推進する。
- ・校内の状況を勘案し、全教育職員を対象とした定期的又は随時の啓発を実施する。また、時間外勤務は事前命令を原則とすることに鑑み、業務上やむを得ない場合に限り、事前に時間外勤務の申告及び承認を求める手続きを徹底する。
- ・学校だよりの発行や学校ホームページでの周知、学校運営協議会、保護者総会、学校後援会等の諸会合の機会を通じ、校区単位での周知を組織的に展開し、地域・保護者との共通理解を基盤とした、持続可能な学校運営体制の構築を図る。

(2) 今後のフォローアップ

【教育委員会の取組】

- ・出退勤管理システムやストレスチェックの結果等を活用し、各学校の教育職員の状況を継続的に把握する。時間外在校等時間が長時間に及ぶ教育職員が見られる場合や、特定の学校に課題が集中している場合には、必要に応じて指導・助言や伴走支援を行う。
- ・取組の改善が十分に進んでいないと認められる場合には、学校と協議の上、業務の精選や体制の見直し、支援策の追加等、具体的な改善に向けた対応を行う。
- ・本計画の取組について、学校・家庭・地域が理解を深め、それぞれの役割を理解し、協力を得られるよう、市長部局と連携し、本計画の趣旨や取組内容について周知を図る。